松戸市農業委員会総会議事録

令 和 元 年 １ １ 月 ８ 日

令和元年松戸市農業委員会１１月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿　唯司は令和元年11月８日午後３時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館７階大会議室に招集した。

１．出席委員

１番	岩佐忠夫	２番	椿　唯司
５番	渡邊慶弘	６番	渡邉洋子
７番	杉浦昌平	８番	中村　攻
１０番	小宮克忠	１１番	鈴木榮一
１２番	山室一美	１３番	湯浅雅之
１４番	戸張春彦	１５番	近藤榮一
明・矢切区域	齋藤　香	明・矢切区域	平川　實
東部区域	松戸英樹	東部区域	湯浅孝一
常盤平・五香区域	山﨑唯司	馬橋・小金区域	小幡輝雄

１．欠席委員

３番	山口輝雄	常盤平・五香区域	飯沼静男
馬橋・小金区域	渡辺　豊		

１．関係課出席職員

農政課長	岡野　衛	主　査	三澤とあ子

１．事務局出席職員

事務局長	田村嘉章	事務局長補佐	渡邊憲生
係　長	寺尾敏子	主任主事	鎌田哲平

開会　午後　３時００分

議　　長　ただいまより令和元年11月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が12名、推進委員が６名でございます。したがいまして、松戸市農業委員会会議規則第７条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議　　長　議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第２項の規定により議事録署名委員を指名いたします。

議席番号８番中村攻委員、議席番号10番小宮克忠委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局　本日の傍聴の申し出についてご報告します。

傍聴の申し出はございませんでした。

議　　長　事務局からの報告のとおり、傍聴の申し出はありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議　　長　本日の議案は第１号から第４号となっております。

なお、報告事項については、第１号から第３号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第１号

議　　長　それでは、議案第１号　農用地利用集積計画についての１番を議題といたします。

それでは、利用計画について農政課長、よろしくお願いします。

農政課長　農政課長、岡野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

議案第１号　農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づき、農用地利

用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、再設定案件が７件となっております。そのため、地区促進員会議は要せず、貸付者及び借受者が協議の上、計画案を作成いたしました。

それでは、第１番から順にご説明してまいります。

議案書１ページの表の１番、及び申請地につきましては、議案参考資料の１ページから２ページをごらんください。

対象農地の所在地は大橋、現況地目は畑で、面積は512平方メートルでございます。

本案件の利用権の種類は、前回と同様の賃借権で、期間は３年の設定でございます。

貸付者、借受者ともに、引き続き利用権の設定を希望されており、ソラマメを主体に栽培していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま、農政課長より議案第１号の１番について、内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、ご発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸推進委員　推進委員の松戸です。賛成したいと思います。

議　　長　ただいま、松戸委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の１番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、２番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長　続きまして、議案第１号第２番をご説明いたします。

議案書１ページの表の２番、及び申請地につきましては、議案参考資料の３ページから４ページをごらんください。

対象農地の所在地は紙敷、現況地目は畑で、２筆の合計面積は1,311平方メートル、利用権の種類は前回と同様の貸借権で、期間は５年の設定でございます。

貸付者、借受者ともに、引き続き利用権の設定を希望されており、カブやエダマメを主体に栽培していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま、農政課長より議案第１号の２番について、内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言お願いいたします。

はい、湯浅委員。

湯浅委員　13番、湯浅です。

農地は適正に管理されているということでございますので、再設定でもあり、私は賛成したいと思います。お諮りをお願いいたします。

議　　長　ただいま、湯浅委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の２番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、３番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長　続きまして、議案第１号第３番をご説明いたします。

議案書１ページの表の３番、及び申請地につきましては、議案参考資料の５ページから６ページをごらんください。

対象農地の所在地は紙敷、現況地目は畑で、面積は643平方メートル、利用権の種類は前回と同様の賃借権で、期間は５年の設定でございます。

貸付者、借受者ともに、引き続き利用権の設定を希望されており、カブ、エダマメを主体に栽培していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま、農政課長より議案第１号の３番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

湯浅委員　13番、湯浅です。

農政課長さんから、農地は適正に管理されておるということでございますので、私は賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま、湯浅委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の３番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、４番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長　続きまして、議案第１号第４番をご説明いたします。

議案書２ページの表の４番、及び申請地につきましては、議案参考資料の７ページから９ページをごらんください。

対象農地の所在地は栗山、現況地目は畑で、６筆の合計面積は3,762平方メートル、利用権の種類は前回と同様の賃借権で、期間は５年の設定でございます。

貸付者、借受者ともに、引き続き利用権の設定を希望されており、ピーマン、オクラ、ナスを主体に栽培していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま、農政課長より議案第１号の４番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、岩佐委員。

岩佐委員　１番、岩佐です。借受者の畑を知っていますがきれいにやっております。私は賛成したいと思います。

議　　長　ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

（賛成者挙手多数）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、賛成多数と認め、議案第１号の４番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、５番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長　続きまして、議案第１号第５番をご説明いたします。

議案書２ページの表の５番、及び申請地につきましては、議案参考資料11ページから12ページをごらんください。

対象農地の所在地は中矢切、現況地目は畑で、２筆の合計面積は518平方メートル、利用権の種類は前回と同様の賃借権で、期間は５年の設定でございます。

貸付者、借受者ともに、引き続き利用権の設定を希望されており、ピーマン、オクラ、ナスを主体に栽培していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま、農政課長より議案第１号の５番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

（賛成者挙手多数）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、賛成多数と認め、議案第１号の５番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、６番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長　続きまして、議案第１号第６番をご説明いたします。

議案書２ページの表の６番、及び申請地につきましては、議案参考資料の13ページから15ページをごらんください。

対象農地の所在地は上矢切、現況地目は畑で、２筆の合計面積は840平方メートル、利用権の種類は前回と同様の賃借権で、期間は５年の設定でございます。

貸付者、借受者ともに、引き続き利用権の設定を希望されており、ピーマン、オクラ、ナスを主体に栽培していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま、農政課長より議案第１号の６番について内容の説明がございました。

原案に賛成との意見がございましたら挙手をお願いいたします。

鈴木委員。

鈴木委員　11番、鈴木です。

ただいま、農政課長説明のとおり、当該用地は適正に管理されているということでございますので賛成したいと思います。よろしくお願いします。

議　　長　ただいま、鈴木委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

（賛成者挙手多数）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、賛成多数と認め、議案第１号の６番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、７番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長　続きまして、議案第１号第７番をご説明いたします。

議案書３ページの表の７番、及び申請地につきましては、議案参考資料の17ページから18ページをごらんください。

対象農地の所在地は紙敷、現況地目は畑で、面積は2,235平方メートル、利用権の種類は前回と同様の賃借権で、期間は５年の設定でございます。

貸付者、借受者ともに、引き続き利用権の設定を希望されており、ネギ、ホウレンソウを主体に栽培していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま、農政課長より議案第１号の７番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

湯浅委員。

湯浅委員　13番、湯浅です。

農政課長のほうで現地調査をして、その結果、適正に管理されているということなので、私としては賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま、湯浅委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の７番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。

ありがとうございました。

（農政課長退室）

◎議案第２号

議　　長　次に、議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。

座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第２審査会第２審査班座長　議席番号14番、戸張春彦です。

去る11月１日金曜日、議案第２号から第４号の審査のため、第２審査会第２審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたのでご報告します。

当日は、小宮克忠職務代理者を初め、鈴木榮一第２審査会副会長、山室一美農業委員と私の４名により現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容をもとに、慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請についてご説明します。

議案書の５ページをごらんください。

議案参考資料については19ページから20ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料19ページの地図に示すところでございます。

申請地の面積は783平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、経営規模の拡大のためです。譲渡人の申請理由は、健康上、耕作が困難なためです。

譲受人は後継者も認定農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

譲受人の経営面積は、田が1,649平方メートル、畑が１万6,982平方メートル、合計で１万8,631平方メートルであり、今回の申請地783平方メートルを合わせて１万9,414平方メートルとなり、許可条件である50アールを超えています。

また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む家族３人で900日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

譲受人が所有する農機具については、トラクター１台、耕運機３台、田植機１台、動噴２台、貨物自動車２台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、ネギ、キャベツの栽培を行う予定で、周辺農地の営農状況と同様であり、支障ないと思われます。

以上、審査会では、議案第２号について慎重審議の上、農地法第３条の許可条件に抵触するものはないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できること、これらをもって、許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可条件でありますので、委員各位において、ご審議よろしくお願いします。

議　　長　ただいま、戸張座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、近藤委員。

近藤委員　15番、近藤です。

ただいま、戸張委員からの説明でよくわかりました。

現地はこれまで土地をお借りして耕作していたんですが、譲るということになりましたので、きれいに耕作してありますので、賛成したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま、近藤委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、本委員会として許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第２号につきましては、許可することに決定をいたしました。

◎議案第３号

議　　長　次に、議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請についての１番について、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第２審査会第２審査班座長　それでは、議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請の１番についてご説明します。

議案書の７ページをごらんください。

議案参考資料については21ページから25ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料21ページの地図に示すところでございます。

申請の理由ですが、申請地は県道松戸原木線の隣接に位置し、梨直売所の駐車場用地として利用するためです。

施設の概要ですが、普通車５台の駐車場用地です。

整地については、既存の砕石舗装のまま使用するとのことです。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

他法令については、該当する法律はございません。

費用については、既に砕石舗装がされており、このまま使用するためかかりません。

被害防除については、西側の隣接農地は申請地より高台にあるため、影響はないと思われます。

申請地は、20年以上前から駐車場として使用していたことから、農地法違反であることを指摘するとともに始末書の提出を求め、これを受理しておりますので、ご報告します。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事業の用に供する施設が連たんしている区域が存在していること及びその農地の広がりが10ヘクタール未満であることから、第２種農地と判断しました。

以上、議案第３号の１番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第２種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議　　長　ただいま、戸張座長より議案第３号の１番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

湯浅推進委員　推進委員の湯浅です。

座長の説明でよくわかりました。審査会意見に賛成したいと思います。よろしくお願いします。

議　　長　ただいま、湯浅委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見ないようであります。

審査会報告に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第３号の１番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第３号の２番についてお願いいたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第２審査会第２審査班座長　それでは、議案第３号の２番についてご説明します。

議案書の７ページをごらんください。

議案参考資料については27ページから32ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料27ページの地図に示すところでございます。

申請の理由ですが、申請人は現在、申請地西側の住宅に居住しておりますが、現住居建てかえに伴い、申請地を通路として使用するため、敷地拡張するものです。

施設の概要ですが、幅員５メートルの通路と普通車の２台の駐車場及び道路後退用地を設置します。

整地については、転圧を行います。

排水については、雨水は自然浸透です。汚水は、合併浄化槽を設置し、蒸発装置で処理します。

被害防除については、雨水対策として通路両側にマウンドアップを設置し、流出を防止します。また、通路両側には多目的防災網を設置します。

費用については、通路転圧、マウンドアップ設置及び防災網設置も自分で行うため、かかりません。

他法令については、都市計画法が該当しますが、開発担当課に確認済みです。

なお、申請地、通路をこの場所に選定した理由につきましては、東側、既存の通路は、市道の前面に第三者の土地があるため、地権者から同意を得ないと接道要件が満たされないため、申請地を選定したと報告を受けております。

また、475番１は登記簿上の面積は33平方メートルとなっていますが、実測上の面積は615.38平方メートルとなっており、地積更正登記は行わないと報告を受けております。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事

業の用に供する施設が連檐している区域が存在していること及びその農地の広がりが10ヘクタール未満であることから、第２種農地と判断しました。

以上、議案第３号の２番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第２種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議　　長　ただいま、戸張座長より議案第３号の２番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

湯浅推進委員　推進委員の湯浅です。

座長の説明でよくわかりました。審査会意見に賛成したいと思います。よろしくお願いします。

議　　長　ただいま、湯浅委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見ないようであります。

審査会報告に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第３号の２番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎議案第４号

議　　長　次に、議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請についての１番について、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第２審査会第２審査班座長　それでは、議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請の１番についてご説明します。

議案書の９ページをごらんください。

議案参考資料については33ページから37ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料33ページの地図に示すところでございます。

権利の形態は贈与に伴う所有権移転です。

申請の理由ですが、申請人は現在、市内アパートに居住しておりますが、生前贈与により申請地を取得して、専用住宅を建築するためです。

施設の概要ですが、木造平屋建て住宅、延べ床面積127.21平方メートルで、普通車２台の駐車場を設置します。

整地については、駐車場部分は砕石舗装を行います。

排水については、雨水は浸透ますを設置し、敷地内処理します。汚水は、合併浄化槽を設置し、蒸発装置で処理します。

被害防除については、西側及び南側にコンクリートブロック１段を設置します。

費用については、全額借入金で賄うとのことから、融資証明書を確認しました。

他法令については、都市計画法が該当しますが、既存集落内における自己用住宅の建築の要件を満たしているため、可能となる旨を開発担当課に確認しております。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事業の用に供する施設が連たんしている区域が存在していること及びその農地の広がりが10ヘクタール未満であることから、第２種農地と判断しました。

以上、議案第４号の１番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第２種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議　　長　ただいま、戸張座長より議案第４号の１番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、齋藤委員。

齋藤推進委員　推進委員の齋藤です。

委員会の意見で、義務者の所有する土地を生前贈与することで畑を70センチ切り土すると、道路との差が70センチ以上の高低差ができ、南面、西面はコンクリートブロック１段積みで、図面では南面は795ミリとありますが、車をとめるところは切り下げしますので、道路への高低差が、図面上の数字ですと790ミリぐらいの段差があり、ブロック４段ぐらい、この一

部の区間だけ積まないといけないと思います。

また、東面は道路が傾斜していますので、マイナス250ミリから720ミリぐらいの段差になり、土砂が道路のほうに流出すると思います。具体的にどういう対処をするか書いてありませんので、その辺はどうするのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

事務局　審査会でもその意見が出まして、事業者には説明してありますが、迷惑はかけないようにするということでした。それで、このあと車をとめる位置については畑へ入るための、今、車が通るために切り下げ済で、スロープになっております。

齋藤推進委員　道路のほうへは高低差がありますので、切り土すると土をいじりますので、幾ら土を押さえつけても、冬場の時期なんかは霜が張って、土がやわらかくなりますから、雨が降ったりすると、道路へ流出するのではないかと思います。これ何か防霜シートとか張るなどはありますか。

事務局　同じ意見は出て、審査会でも話しました。

齋藤推進委員　じゃ、そのままということでしょうか。

事務局　はい、このままということです。ご自分で責任をとられてやられるということです。

齋藤推進委員　じゃ、自分で、流出した場合は掃除すると。わかりました。

今、事務局の説明で大体わかりましたので、賛成したいと思います。

議　　長　ただいま、事務局との話し合いによりまして、賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　この件につきましては、周りには他の畑はないんですか。

事務局　南側にほかの方の畑があって、それで、西側についてはご自分の持っている畑になります。

議　　長　それは影響はないでしょうか。

事務局　隣接においては、南側にはブロックで被害防除対策はとっていますので、それで日照等もそれについては影響ございません。

齋藤推進委員　車をとめるところは、切り土していますので、ここにただ図面上の記載で、コンクリートブロック１段積みとなっていますので、この辺の駐車場、とめるところはこれは70センチぐらいの段差がありますから、ブロック、この辺はどうでしょうか。

事務局　そこは今は入り口でスロープになっており、切り下げとなっております。

齋藤推進委員　その畑のところを切るから、畑のところがここで、道路に向かって切り下げに

なって、斜めに出たところはブロック４段ぐらい積まないと処理ができないんじゃないかと。

事務局　そこは審査会でも確認しましたが、相手は対策については、迷惑をかけないようにやるということです。

齋藤推進委員　わかりました。

議　　長　はい、湯浅委員。

湯浅推進委員　推進委員の湯浅です。

私、この土地よく知っていまして、毎日のように通っているところなので、問題ないかと思います。審査会の意見に賛成したいと思います。

議　　長　ただいま、齋藤委員、湯浅委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見ないようであります。

審査会報告に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第４号の１番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第４号の２番についてお願いいたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第２審査会第２審査班座長　それでは、議案第４号の２番についてご説明します。

議案書の９ページをごらんください。

議案参考資料については39ページから43ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料39ページの地図に示すところでございます。

権利の形態は売買に伴う所有権移転です。

申請の理由ですが、申請人は現在、近隣及び東葛飾地域で新築、リフォーム、修繕工事を行っておりますが、事業拡大のため、申請地を取得して、資材置き場、駐車場及び作業場として使用するためです。

施設の概要ですが、作業車３台の駐車場、木材の資材置き場と作業場です。

なお、木材等の雨対策としては、防水シートで対応するとのことです。

整地については、転圧と搬入路のみ砕石舗装を行います。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、西側は高さ20センチのマウンドアップを設置します。北側は、高さ20センチの単管パイプに鉄板を設置します。東側は既存コンクリート土どめを使用します。

なお、作業車両は前向き駐車にいたします。

また、申請地には照明は設置しないとのことです。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

他法令については、該当する法律がございません。

申請地は、市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事業の用に供する施設が連たんしている区域が存在していること及びその農地の広がりが10ヘクタール未満であることから、第２種農地と判断しました。

以上、議案第４号の２番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第２種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議　　長　ただいま、戸張座長より議案第４号の２番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

湯浅委員　13番、湯浅です。

審査会で許可相当とのことなので、私は賛成したいと思います。お諮りをお願いいたします。

議　　長　ただいま、湯浅委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

齋藤委員。

齋藤推進委員　推進委員の齋藤です。

水路側の土どめのパイプと鉄板は水路のほうが低いと思うので、これは逆の図面じゃないとおかしいと思います。鉄板が外れちゃうと思います。これ鉄板がパイプの内側じゃないと

土どめの意味はなさないと思います。

あと、こっちの西側、555番のほうの土地は土の盛り土だけで、土どめの意味はなさない。土の流出は対応できないんじゃないかと思うんですけれども、ただ敷地内は防水シートを張りまして、水を下に浸透させないから、水が道路からスロープになっていまして、中に流れ込んでくる。異常気象とかがありましたら、水を隣の555番の土地のほうに流れるようになると思うんですけれども、隣が田んぼになっていますから、その辺の被害はないんでしょうか。

事務局　はい。まず、水路側なんですけれども、この図面では平面しかわからないんですけれども、現実には水路のほうが高い状態です。この敷地に水が今流れている状態です。それで、北西側もほぼこの土地よりも高いと思われて、逆に水が流れてくるのではないかと思われます。

齋藤推進委員　水路のほうは低い考えでいたものですから、ちょっと今、河川の流出とか結構ありますので、今言いました。事務局の説明でわかりました。賛成したいと思います。

議　　長　ただいま、齋藤委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見ないようであります。

審査会報告に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第４号の２番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

はい、中村委員。

中村委員　８番、中村です。

この図面の書き方ですけれども、なかなかやっぱり理解ができない、水がどっちにどう流れているのかというのが。それはどこをどうやって切ったときの断面図なのかというのが書いてないでしょう。だから、断面図はどことどこを切ったときの断面図なのかということを表示するというのが一般的だと思うんです。

きちんとわかるように指示するというようなことをお願いしておきたいと思います。

事務局　わかりました。

議　　長　はい、ありがとうございました。

◎報告事項

議　　長　続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局　それでは、議案書11ページ、報告事項１から、17ページ、報告事項３について、ご報告させていただきます。

まず、報告事項１、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出についてですが、11ページ記載のとおり、田が２件、1,653平方メートル、畑が４件、1,386平方メートル、合計６件、3,039平方メートルを受理いたしました。

次に、13ページ、報告事項２、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出についてですが、13ページから16ページまでの記載のとおり、田が３件、1,773平方メートル、畑が25件、6,628平方メートル、合計28件、8,401平方メートルを受理いたしました。

次に、17ページ、報告事項３、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書４件、相続税の納税猶予に関する適格者証明書２件を交付いたしました。

事務局からの報告事項は以上です。

議　　長　ありがとうございました。

◎閉　会

議　　長　以上をもちまして、令和元年11月総会を終了いたします。

閉会　午後　４時０５分